

表1-(1) H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県 (注1)	市町村名 (注2)	駆除数 (注3)	被害の内容	被害数値 (注4)			備考	市町村への個別問い合わせ
		合計駆除数		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害重量 (kg)		
北海道	芽室町	4	養殖場の魚の食害					○
	日高町	5	養殖場・釣り堀の魚(ヤマベ・ニジマス)の食害	1,850				○
	伊達市	14	釣り堀の魚の食害	約100				
岩手	一関市	197	稲の踏みつけ	200	180-200		鳥獣被害防止計画は合併前の藤沢町が策定。	○
	平泉町		稲の踏みつけ					
秋田	大潟村	12	稲の踏みつけ	141				
	南陽市	65	稲の踏みつけ					
山形	米沢市	6	放流魚(イワナ・ヤマメ)の食害	200				
		24	稲の踏みつけ					
	長井市	105	稲の踏みつけ、養殖鯉の食害					○
		14	養殖鯉の食害					
	白鷹町	13	稲の踏みつけ					○
	真室川町		10	稲の踏みつけ				
	最上町	35	生活環境被害(鳴き声)、稲の踏みつけ、放流魚(アユ稚魚)の食害					
	高島町	47	稲の踏みつけ					
	川西町	5	養殖魚(稚魚)の食害					
	小国町	5	養殖魚(イワナ)の食害					
福島	郡山市	24	生活環境被害(鳴き声)、植生への被害					
	南会津町	15	生活環境被害(鳴き声、フン)、稲の踏みつけ、川魚(イワナ、ヤマメ)の食害				卵40個を同時に駆除。	
	只見町	10	稲の踏みつけ、河川・池での魚の食害、環境被害(フン)					
新潟	十日町市	0	稲の踏みつけ、観賞魚(錦鯉等)の食害					○
	糸魚川市	23	稲の踏みつけ	[17,000]			被害数値はカラス、ドバト、キジバトとの合算値(農作物の食害を含む)。	○
				観賞魚(コイ)の食害	16			
	五泉市	44	稲の踏みつけ					○
	加茂市	33	環境被害(鳴き声)					○
	長岡市	105	魚(アユ・ヤマメ・イワナ・ニジマス・コイ・フナ)の食害	8,600		11,100		○
		8	稲の踏みつけ	1,800		7,000		○
		8	野菜の被害	2,400		30,000		○
	南魚沼市	57	養魚場での食害					○
	柏崎市	22	稲の踏みつけ					○
阿賀町	10	稲の踏みつけ					○	
津南町	1	稲の踏みつけ					○	

(注1) アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。(注2) アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。(注3) 駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。(注4) 被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1-(2) H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県 (注1)	市町村名 (注2)	駆除数 (注3)	被害の内容	被害数値 (注4)			備考	市町村への個別問い合わせ
		合計駆除数		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害重量 (kg)		
富山	滑川市	0	生活環境被害 (鳴き声・フン)					○
	射水市	2	生活環境被害 (鳴き声・フン)					○
	氷見市	39	稲の踏みつけ					○
	黒部市	2	生活環境被害 (フン)					
	入善町	27	生活環境被害 (鳴き声・フン)					
石川	白山市	40	稲の踏みつけ					
福井	おおい町	26	アユの食害					○
	若狭町	13	稲の踏みつけ、魚の食害					○
	小浜市	8	魚 (稚アユ) の食害、稲の踏みつけ					○
	敦賀市	0	稲の踏みつけ					○
長野	大田市	15	放流魚 (ワカサギ等) の食害	400				○
	安曇野市	0	自然河川への放流魚と養魚場の魚 (ニジマス) の食害					○
	池田町	5	養殖魚 (ニジマス) の食害、生活環境被害 (フン)	100				○
	小谷村	0	放流魚 (ニジマス等) と養殖魚 (田鯉) の食害	50				○
	白馬村	11	放流魚 (ニジマス等) の食害、稲の踏みつけ	50				○
	長野市	21	放流魚 (ニジマス) の食害、稲の踏みつけ	50				
	東御市	4	放流魚 (アユ) の食害	400				
	上田市	25	放流魚 (アユ) の食害	400				
	飯田市	3	放流魚 (イワナ・ニジマス・アユ・アマゴ) の食害	4,000				
	山ノ内町	6	養魚場の魚 (ニジマス・イワナ等) の食害	400				
	信濃町	10	放流魚 (イワナ等) の食害	200				
	長和町	0	放流魚 (アユ) の食害	400				
	木島平村	13	養魚場の魚 (ニジマス・ヒゴイ) の食害	94				
	青木村	1	放流魚 (アユ) の食害	400				
	平谷村	15	放流魚の食害	50				
	根羽村	0	放流魚 (アマゴ) の食害	202				
静岡	伊豆の国市	66	魚 (アユ・ウグイ・オイカワ等) の食害					
	富士宮市	11	魚 (マス) の食害					
	浜松市	28	魚 (ニジマス・クロダイ・アユ・ウナギ) の食害					
愛知	新城市	23	放流魚 (アユ) の食害					○
	東栄町	40	放流魚 (アユ) の食害					○
	設楽町	20	養魚場の魚 (ニジマス等) と放流魚 (アユ) の食害					○
	豊田市	5	魚の食害					○
	常滑市	8	空港でのバードストライク					
	豊根村	30	放流魚 (アユ) の食害					○

(注1) アオサギ駆除の許可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。(注2) アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。(注3) 駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。(注4) 被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1-(3) H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県 (注1)	市町村名 (注2)	駆除数 (注3)	被害の内容	被害数値 (注4)			備考	市町村への個別問い合わせ
		合計駆除数		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害重量 (kg)		
三重	名張市	19	放流魚(アユ)の食害					○
	米原市	51	生活環境被害(フン)					○
滋賀	長浜市	9	不明(たぶん魚の食害)					○
	京都市	3	放流魚(アマゴ・アユ等)の食害	1,166				○
京都	京丹後市	7	稲の踏みつけ、生活環境被害					○
兵庫	神河町	4	養魚場での魚の食害					
奈良	黒滝村	0	養魚場の魚(アマゴ)の食害					○
	天川村	15	養魚場の魚(アマゴ)と放流魚(アユ)の食害					○
和歌山	和歌山市	230	放流魚(アユ)と養殖魚(アユ)の食害	[5,000]			被害数値は紀の川流域複数市町村を一括で算出したもので、カワウや他の水鳥との合算値。	○
	岩出市	41	放流魚(アユ)の食害					○
	有田市	16	放流魚(アユ)の食害	[3,000]		被害数値は有田川流域複数市町村を一括で算出したもので、カワウとの合算値。	○	
	有田川町	87						○
鳥取	鳥取市	0	生活環境被害(鳴き声・フン)					○
	倉吉市	[112]	稲の踏みつけ	[275]	[0.5]		駆除数はサギ類、被害数値はサギ類とカワウの合算値。	○
	若桜町	[6]	稲の踏みつけ				駆除数はサギ類の合算値。	○
	八頭町	0	放流魚(ホンモロコ・ヤマメ)の食害					○
	智頭町	17	魚の食害、稲の踏みつけ、生活環境被害					○
	大山町	0	不明					○
	江府町	20	稲の踏みつけ					○
	日南町	8	放流魚(ニジマス・イワナ・ヤマメ等)の食害					○
	伯耆町	11	放流魚(アユ・ヤマメ・イワナ等)の食害	1,600				○
	日野町	3	放流魚(アユ・ヤマメ等)と個人所有池の魚の食害					○
島根	松江市	63	稲の踏みつけ					○
	安来市	23	養殖池の魚(ドジョウ)の食害、農作物被害					○
	益田市	4	不明(たぶん稲の踏みつけ)					○
	隠岐の島町	5	稲の踏みつけ					○
	飯南町	2	稲の踏みつけ					○
	吉賀町	0	稲の踏みつけ					○
	江津市	14	農作物被害					○
	出雲市	2	農業被害					○
	奥出雲町	89	有害					○

(注1) アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。(注2) アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。(注3) 駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。(注4) 被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1-(4) H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県 (注1)	市町村名 (注2)	駆除数 (注3)	被害の内容	被害数値 (注4)			備考	市町村への個別問い合わせ
		合計駆除数		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害重量 (kg)		
岡山	新見市	22	放流魚(アユ)の食害					○
	岡山市	1	農作物被害					○
	津山市	11	放流魚(アユ・アマゴ・ニジマス稚魚)の食害	[10,000]			被害数値はサギ類とカワウの合算値。	○
	赤磐市	1	稲の踏みつけ					○
	真庭市	51	放流魚(アユ・アマゴの稚魚)の食害	[5,800]			被害数値はサギ類の合算値。	○
	鏡野町	54	放流魚(アユ・アマゴ)の食害					○
	美咲町	13	稲の踏みつけ					○
	吉備中央町	35	稲の踏みつけ					○
広島	福山市	13	稲の踏みつけ					○
	庄原市	111	放流魚(アユ)の食害					○
	安芸高田市	50	放流魚(アユ)の食害					○
	東広島市	0	放流魚(アユ)の食害、稲の踏みつけ					○
	神石高原町	68	稲の踏みつけ					○
	安芸太田町	29	放流魚と養殖場の魚の食害、稲の踏みつけ					○
	広島市	4	放流魚(アユ・ヤマメ)と個人所有池の魚の食害			(7,200尾)	被害数値の年度不明。	○
	尾道市	2	養殖場の魚の食害	約25				○
	三次市	1	不明(たぶん魚(アユ)の食害)					○
	廿日市市	124	放流魚(アユ等)の食害					○
	世羅町	40	放流魚(アユの稚魚)の食害					○
	北広島町	[87]	放流魚(アユ)の食害				駆除数はサギ類の合算値。	○
山口	山口市	3	稲の踏みつけ					○
	防府市	23	稲の踏みつけ					○
	萩市	0	魚(稚アユ)の食害				両市町合同で防止計画を策定。	○
	阿武町	0	稲の踏みつけ					○
徳島	那賀町	39	魚類(アユ・アメゴ)の食害	1,000				○
	神山町	3	魚(アユ・アマゴ)の食害、稲の踏みつけ	100以上				○
香川	さぬき市	1	池の魚の食害					○
愛媛	松山市	21	空港でのバードストライク					
高知	安芸市	0	魚(アユ・川魚全般)の食害	500				○
	香美市	21	放流魚(アユ・アマゴ)の食害	2,000				○
	大豊町	78	放流魚(アユ等の稚魚)の食害	2,000	200.0		被害数値は吉野川流域複数市町村を一括で算出。	○
	本山町							○
	土佐町							○
	○							

(注1) アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑色地、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。(注2) アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青地で示す。(注3) 駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。(注4) 被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。

表1- (5) H22年度においてアオサギの駆除を計画した市町村における駆除実績の概要

都道府県 (注1)	市町村名 (注2)	駆除数 (注3)	被害の内容	被害数値 (注4)			備考	市町村への個別問い合わせ
		合計駆除数		被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害重量 (kg)		
福岡	八女市	72	放流魚(アユ・オイカワ)の食害	[62,580]			被害数値は矢部川流域市町村を一括で算出したもので、サギ類の合算値。駆除を行った地点はメッシュで報告されており市町村別の駆除数は特定できない。八女市と柳川市以外は駆除数が0の可能性がある。	○
	筑後市							○
	大川市							
	みやま市							○
	柳川市							○
	大牟田市							
	広川町							
	大木町							
	久留米市	34	稲の踏みつけ					○
糸島市	3	養魚場の魚(ヤマメ)の食害					○	
築上町	2	稲の踏みつけ	164	2.0			○	
佐賀	鳥栖市	0	農作物被害	[1,575]	[15.0]	[7,500]	4市町合同で防止計画を策定。駆除数と被害数値はサギ類の合算値。被害数値はみやき町が独自に算出したもの。	○
	基山町	0						○
	みやき町	[5]						○
	上峰町	0						○
	神埼市	0	稲の踏みつけ					○
	佐賀市	23	農業被害				両市に吉野ヶ里町を加えた3市町で合同の防止計画を策定。ただし、サギ類を駆除対象としているのは神埼市のみ。	○
	鹿島市	[39]	稲の踏みつけ				駆除数はサギ類の合算値。	○
	嬉野市	[15]	農業被害				駆除数はサギ類の合算値。	○
長崎	五島市	121	農作物被害					○
			養魚場(海の生け簀)の魚(タイ・ブリの稚魚)の食害					
熊本	菊池市	1	放流魚(アユ・オイカワ)の食害	[42,987]			被害数値は菊池川流域複数市町村のもので、カワウ、ダイサギ、ゴイサギとの合算値。	○
	山鹿市	14						○
	天草市	28	稲の踏みつけ					○
	小国町	3	稲の踏みつけ					○
	南小国町	10	農業被害					○
大分	日田市	1	放流魚(たぶんアユ・オイカワ)の食害					○
	玖珠町	5	稲の踏みつけ					○
		1	個人所有池の魚(コイ)の食害					
		8	環境被害(糞)					
九重町	21	農業被害	[30]			被害数値はサギ類の合算値。	○	
宮崎	宮崎市	18	空港でのバードストライク					
鹿児島	薩摩川内市	10	養魚場の魚(ヒラメ・クルマエビ)の食害	3,500				

(注1) アオサギ駆除の許認可権限を全市町村に委譲している都道府県を緑色で、アオサギを対象とした被害防止計画を立てている市町村にのみ委譲している都道府県を黄色地で示す。(注2) アオサギを対象に含む鳥獣被害防止計画を立てている市町村を青色で示す。(注3) 駆除の対象がアオサギかその他のサギ類か区別できない場合は駆除数に角括弧を付して示す。(注4) 被害数値にアオサギ以外の鳥類に起因する被害が含まれている場合は数値に角括弧を付して示す。